

市町村コード	217210511	事業所税領収済通知書	公				
大阪府							
吹田市							
口座番号	加入者氏名						
00920-3-960183	吹田市会計管理者						
所在地・住所 及び 名称・氏名							
税目	年度	※処理事項	通知書番号				
39							
事業年度又は課税期間			申告区分	申告連番			
からまで			01 確定	11 修正	22 更正	21 決定	
税額	百十億千	百十萬千	百十	円			
延滞金	01						
過少申告加算金	02						
不申告加算金	03						
重加算金	04						
督促手数料	05						
合計額	06						
合計額	07						
納期限	令和年月日			領			
金融機関	吹田市指定金融機関又は 吹田市収納代理金融機関			収			
取りまとめ局	〒539-8794 大阪貯金事務センター			日付印			
上記のとおり通知します。							
(市町村保管)							

市町村コード 217210511	事業所税納付書	公		
大阪府				
吹田市				
口座番号	加入者氏名			
00920-3-960183	吹田市会計管理者			
所在地・住所及び名称・氏名				
税目	年度	※処理事項	通知書番号	
39				
事業年度又は課税期間			申告区分	申告連番
からまで			01確定 11修正 22更正 21決定	
税額	01	百十億千	百十万千百十円	
延滞金	02			
過少申告加算金	03			
不申告加算金	04			
重加算金	05			
督促手数料	06			
合計額	07			
納期限	令和年月日		領 收 日 付 印	
日計	口円			
上記のとおり納付します。 (金融機関または郵便局保管)				

市町村コード		事業所税領収証書											
2 7 1 2 0 5 1													
大 阪 府		(公)											
吹 田 市													
口 座 番 号		加 入 者 氏 名											
00920-3-960183		吹田市会計管理者											
所在地・住所 及び 名称・氏名													
税目		年度		※ 处理事項						通知書番号			
39													
事業年度又は課税期間													
・・から・・まで										申告区分	申告連番		
										01 確定	11 修正	22 決定	21
			百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税額		01											
滞延金		02											
過少申告加算金		03											
不申告加算金		04											
重加算金		05											
督促手数料		06											
合計額		07											
納期限		令和 年 月 日										領 收 日 付 印	
上記のとおり領収しました。													
(納税者保管)													

1. 納付(入)場所

- (1) 吹田市指定金融機関(吹田市役所内)
 - ・セルフ納付機では納付いただけません。
- (2) 吹田市収納代理金融機関
 - ・近畿2府4県(大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県)内のゆうちょ銀行・郵便局ただし、指定納付期限を過ぎると取扱いできません。
 - ・最新の吹田市収納代理金融機関については、下記QRコードから吹田市ホームページをご確認ください。



2. 注意事項

- (1) この領収証書は、吹田市指定金融機関、吹田市収納代理金融機関又は吹田市会計管理者の領取印を押すことによって、その効力を生じます。

ただし、小切手で納付(入)された場合は、その交換計算が終わった後でなければその効力を生じません。

- (2) 納期限を経過してからお納めになるときは、納期限の翌日から延滞金を本税に加算して納付していただかなければなりません。延滞金は年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合による金額です。

ア 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合です。

イ 平成26年1月1日以降の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「延滞金特例基準割合適用年」という。)中においては、以下の割合です。

- (ア) 年14.6パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合。
- (イ) 年7.3パーセントの割合にあっては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)。

- (3) 督促状を発付すると、督促手数料がかかります。

3. 納付(入)に関するお問い合わせは

吹田市役所

課税については…市民税課

電話 06-6384-1249 (直通)

納税については…納税課

電話 050-1720-4604 (自動応答)

